

※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては、『総合評価に関する事項』に係る留意事項等（以下「留意事項等」という。）をよく読んでください。

総合評価に関する事項

工 事 名 R 2 徳土 徳島小松島港（赤石地区） 小・和田津開 ガントリークレーン
修繕工事
路 線 名 等 徳島小松島港（赤石地区）
工 事 箇 所 小松島市和田津開町北

1 入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

① 企業の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
平成22年度から入札 公告日までに通知さ れた工事成績評定点 （3件以内）	工事成績評価＝ $\Sigma[(Y_n-65) \times \beta_n] \times 15/67.5$ 評価は整数（小数第1位を四捨五入） <15点を上限とする> Y _n ：工事成績評定点（3件まで申告） β _n ：請負金額（竣工時）の補正係数 ・2,500万円以上の場合：β=1.5 ・1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2 ・1,000万円未満の場合：β=1.0	0～15	/ 15.0
I S O 等	IS09001, IS014001, エコアクション21のいずれかを取得等	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

② 配置予定技術者の施工能力の評価

評価項目	評価基準	配点	得点
配置予定技術者の資格	技術士（技術部門が機械部門又は総合技術監理部門（機械））の資格を有する者	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
平成22年度から入札 公告日までに通知さ れた工事成績評定点 （3件以内）	工事成績評価＝ $\Sigma[(Y_n-65) \times \beta_n] \times 15/67.5$ 評価は整数（小数第1位を四捨五入） <15点を上限とする> Y _n ：工事成績評定点（3件まで申告） β _n ：請負金額（竣工時）の補正係数 ・2,500万円以上の場合：β=1.5 ・1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2 ・1,000万円未満の場合：β=1.0	0～15	/ 15.0

③ 低入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」11の（2）に規定する低入札工事に対する減点措置の対象となる。

建設工事の種類が機械器具設置工事である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約（以下「低入札契約」という。）した者で、開札日が減点措置の期間中にある者（以下「減点対象者」という。）の行った入札の評価に当たっては、低入札契約時に示された減点措置を実施するものとする。

なお、減点の結果、評価項目の得点合計が0点未満となった場合は、失格とする。

2 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者(失格となった者を除く。)に対して、次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

基礎点：入札に必要となる参加資格要件を満足する場合に100点とする。

加算点：「1 入札の評価に関する基準」に基づき、次の方法により算出する。

加算点＝（1 ①～②の得点の合計＋③の減点（該当する場合））÷40点（1 ①～②の配点の合計）×15点

なお、評価値は、小数第3位（小数第4位四捨五入）止めとする。

加算点は、小数第1位（小数第2位四捨五入）止めとする。

入札価格は、億円単位とし、小数第5位（小数第6位切り上げ）止めとする。

3 低入札工事に対する減点措置

- この入札で、低入札価格調査基準価格を下回った額で契約した者は、「減点措置の期間」に記載された期間、低入札工事に対する減点措置として総合評価落札方式において、**10点減点**される。ただし、減点措置の対象となる入札は、建設工事の種類がこの入札と同じものに限る。なお、減点は累積する。

減点措置の対象となる期間

この入札において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には、次の表に記載する期間において、減点措置の対象となる。

減点措置の期間	契約締結日から令和3年3月20日まで
---------	--------------------

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は、入札後審査方式一般競争入札により行うため、落札候補者として決定された者を除き、原則として、提出された入札参加確認資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので、指定された様式等への記述に際し、次の内容を十分確認した上で、記述漏れ、記述間違いのないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書の各ページには、必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合については、無効、評価基準が確認できない場合については、加算点の算出を行わないものとする。

■企業の施工能力の評価

○総合評価（**施工能力審査型**）加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「**注意事項**」に十分注意して記述すること。

○評価項目（工事成績）

・工事成績の評価は、「企業の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

$$\text{工事成績評価} = \Sigma [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 15 / 67.5$$

Y_n : 工事成績評定点

β_n : 請負代金額の補正係数 最終請負代金額が2,500万円以上の場合 : $\beta = 1.5$

1,000万円以上2,500万円未満の場合 : $\beta = 1.2$

1,000万円未満の場合 : $\beta = 1.0$

・工事成績評定点は、3件まで申告することができる。

・工事成績評定点は、平成22年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。

・工事成績評定点は、建設工事の種類が「**機械器具設置工事**」の場合に限る。

・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。（ただし、経常J Vでの実績については、経常J Vとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常J Vを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）

○評価項目（ISO等）

・入札公告日における取得等の状況の評価する。

・入札公告日において、有効期限切れの場合は評価対象外とするが、入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済）であり、かつ、落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

○評価項目（同種工事の施工実績）

・同種工事とは、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注したガントリークレーンの製作設置、移設又は補修工事の元請けとして施工した工事をいう。

・評価対象の期間は、平成17年度からこの入札の入札公告日までとする。

・施工実績は、上記期間内に工事が完成し、引き渡し完了したものに限る。

・特定建設工事共同企業体の実績は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。

■配置予定技術者の施工能力の評価

○総合評価（**施工能力審査型**）加算点等算出資料申請書により評価するので、この申請書に示した「**注意事項**」に十分注意して記述すること。

・配置予定技術者の雇用期間が1年間となるまで、評価の対象としないので注意すること。

・配置予定技術者は3名まで申請できるが、複数申請した場合は、評価の最も低い者で評価する。

・配置予定技術者の評価は、工期の2分の1を超える期間において、現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した経験を対象とする。

・現場施工期間と工場製作期間で技術者を交代させる場合には、現場施工期間に配置する技術者で評価を行うので注意すること。

・橋梁等の工場製作を含む工事であって、工場製作から現場施工へ移行する時点で技術者を途中交代させた場合には、現場施工期間の2分の1を超える期間において、現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した経験を対象とする。

・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては、入札参加資格要件と評価基準に留意すること。

・低入札価格調査制度に基づき、増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価の対象としない。

○評価項目（工事成績）

・工事成績は、「配置予定技術者の施工能力」に記述された次の方法により算出する。

$$\text{工事成績評価} = \Sigma [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 15 / 67.5$$

Y_n : 工事成績評定点

β_n : 請負代金額の補正係数 最終請負代金額が2,500万円以上の場合 : $\beta = 1.5$

1,000万円以上2,500万円未満の場合： $\beta=1.2$

1,000万円未満の場合： $\beta=1.0$

- ・工事成績評定点は、3件まで申告することができる。
 - ・工事成績評定点は、平成22年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。ただし、入札参加者が下記に示す方法で評価期間の加算を申請した場合はこの限りではない。
 - ・工事成績評定点は、建設工事の種類が「**機械器具設置工事**」の場合に限る。
 - ・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る（ただし、経常JVでの実績については、経常JVとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常JVを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）。
- 配置予定技術者の工事成績にかかる評価期間の加算申請
- ・配置予定技術者が平成22年度からこの入札の公告日までの間に妊娠、出産、育児、介護（以下「**出産・育児等**」という。）を理由とした一時休業を通算で1年間（365日）以上取得している場合は、別に示す「**出産・育児等に配慮した技術者評価の実施要領**」に基づき、配置予定技術者の工事成績にかかる評価期間を加算することができる。
- 評価項目（同種工事の施工実績）
- ・同種工事とは、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注したガントリークレーンの製作設置、移設又は補修工事の元請けとして施工した工事をいう。
 - ・評価対象の期間は、平成17年度からこの入札の入札公告日までとする。
 - ・施工実績は、上記期間内に工事が完成し、引き渡し完了したものに限る。
 - ・特定建設工事共同企業体の実績は、その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。